

2015年3月31日

帯広刑務所
所長 櫻井 智 殿

札幌弁護士会

会長 田村智幸



札幌弁護士会人権擁護委員会

委員長 秀嶋 ゆかり



勧告書

当会は、申立人X氏（以下「申立人」という。）からの人権救済申立について、人権擁護委員会（以下「当委員会」という。）の調査結果に基づき、下記のとおり勧告する。

勧告の趣旨

帯広刑務所内拘置所において、男性職員が女性収容区域内の巡回を行うことは、申立人を含む女性被収容者のプライバシー権を侵害し、女性被収容者に精神的苦痛や不安等を与える行為であるため、今後、女性収容区域内の巡回については、女性職員が行うよう勧告する。

勧告の理由

第1 申立の趣旨

- ① 申立人は、2013年4月5日夜8時半ころ、帯広刑務所内拘置所（以下「本拘置所」という。）内の申立人が留置されていた単独室に備え付けられたトイレで用を足していたところ、女性収容区域（以下、「女区」という。）を巡回に来た男性職員から、当該独居房の廊下側に設置されている窓から居室内をのぞき込むようにして、その様子を見られた。
- ② 申立人は、同年4月8日午後6時ころ、着替えの時間であるため、本件拘置所内の独居房内において、パジャマに着替えようとズボンを脱いだところ、巡回のため女区に入ってきた男性職員にその様子を見られた。

第2 当委員会の調査の経過概要

2013年 4月 10日	申立人からの書面による申立
同年 9月 6日	札幌刑務支所にて面会の上聴取
同年 12月 19日	帯広刑務所への照会
2014年 2月 25日	帯広刑務所からの回答
同年 6月 3日	帯広刑務所への再度の照会
同年 7月 17日	帯広刑務所からの回答
なお、上記は、本申立の趣旨に対する調査に関する経緯のみを記載した。	

第3 帯広刑務所による回答の要旨

1 2013年4月5日及び同年4月8日の巡回について

(1) 同年4月5日について（申立の趣旨①）

同日午後8時30分ころ、男性職員が男性の監督者とともに、女区を巡回した。

午後8時40分ころ、申立人から同男性職員に対して、「用便をしていたところを見られた」「私と目があったでしょ」との申し出があった。

当該男性職員は、申立人と目は合わせてなかったが、動静を観察して異常の有無を確認していることなどを説明した。

当該男性職員は正当な職務を遂行しただけである。

(2) 同年4月8日について（申立の趣旨②）

同日午後6時ころ、男性職員（前項記載の4月5日とは別の職員である。）が女区の巡回をした。その際、申立人から同男性職員に対し、居室を覗かれ、プライバシーを侵害されたなどとする申し出があった。

当該男性職員は、申立人が着替えをしていたことには気が付かなかつた。

当該男性職員は、正当な職務を遂行しただけである。

2 帯広刑務所内拘置所の施設概要及び女性職員の勤務体制について

(1) 施設の概要について

本拘置所は、男性収容区域と女区に分かれており、両者の間は扉1枚により隔てられている。居室は、単独室が33室、共同室が3室あり、そのうち女区に単独室が3室、共同室が1室ある。

(2) 職員の体制について

職員は合計119名であり、その内訳は、男性117名、女性2名である（平成26年2月25日現在）。なお、本件申立当時の職員数については、警備上の支障により回答がなされていない。

（3）女性職員の勤務体制について

女性職員は、平日の勤務時間帯（午前8時ごろから午後5時ごろまで）の勤務となっている。その間であっても、面会・出廷・護送等の都合により女性職員が不在の間は、男性職員が女区の被収容者の異常の有無を確認するために巡回視察等を行っている。これは夜間・休日で女性職員が不在の場合も同様である。

（4）衝立について

女区を巡回する職員が女性被収容者の用便や着替え等を観察することができないようにするための衝立（縦85センチメートル、横1メートル、木製）を備え付けている。（男性の居室に備え付けられているものよりも2倍の大きさである。）

（5）女性被収容者の着替え時間について

着替えは、起床の合図（午前6時55分）、仮就寝の合図（午後6時）、本就寝の告知放送（午後8時55分）から概ね10分間で行うよう指導している。その趣旨は、女性の着替えを一定の時間帯に指定することで、極力、巡回する男性職員とのバッティングを避け、女性のしゅう恥心に配慮するためである。しかし、警備上の観点から、その時間帯について男性職員が女区の巡回を一切行わないとするものではなく、状況に応じて、男性職員が女区を巡回している。

（6）職員の人数・配置の決定権

当所において収容の状況、職員配置の状況その他の施設運営にかかる事項を勘案した上で、当所に定められた定員内であれば、男性職員と女性職員の構成比について検討し、必要に応じて、女性職員を増員することは可能である。しかしながら、女性職員を増員するということは男性職員の人員を削減しなければならないこととなり、慎重に検討すべき事項である。

第4 当委員会の判断

1 女性職員が女区内の巡回を行うべき理由について

- （1）女性被収容者に関する処遇については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律において、入浴の立ち会い（同法第59条、同施行規則第25条第2項）及び身体検査（同法第34条、同法第75条2項）については女性の職員が行わなければならないとの明文の規定が存在

するが、巡回については明文の規定が存在しない。

(2) しかし、同法が入浴及び身体検査について女性職員が行わなければならぬと定める趣旨は、女性被収容者のしゅう恥心等に配慮し、被収容者のプライバシー権を保護する点にあるところ、用便及び着替えは、一般的に特に異性から見られたくない感じる行為であり、その行為を異性に見られることは、女性被収容者にしゅう恥心を抱かせるとともに、精神的苦痛を与える、そのプライバシーを侵害するものである。

したがって、一般的に、拘置所内において、施設管理や秩序維持、被収容者の生命・身体の安全確保の観点から、被収容者は一定程度のプライバシーの制約を受けることが予定されているとしても、入浴や身体検査におけるしゅう恥心への配慮と同様に、用便及び着替えについても、女性被収容者のしゅう恥心に十分配慮する必要がある。

(3) 本件拘置所において、土日祝日においては24時間、平日については午後5時から午前8時の間、女性職員が不在になる。

そのため、女性被収容者は、夜間・休日においては、男性職員しかいない状況下で、また、いつ男性職員による巡回が実施されるかわからない状況下で、着替えや用便をせざるを得ないのが現状である。

男性職員が巡回している中で、女性被収容者が着替えや用便を行う状況にあることは、被収容者のプライバシー権を侵害するとともに、被収容者に精神的苦痛や不安を与えるものである。

したがって、女区内の巡回に際しては、女性職員が行うべきである。

2 本件について

(1) 申立人は、申立の趣旨①につき用便をしているところを覗き込まれた、申立の趣旨②につき着替えをしているところを見られたとの申立を行っている。この点、帯広刑務所は、正当な職務の遂行に過ぎない旨回答しており、当該男性職員が、実際に申立人が用便をしているところや着替えをしているところを見たか否かについて、当委員会として、これ以上の事実関係の調査は困難である。

(2) しかしながら、申立の趣旨①については、申立人が夜間に用便をしていた際、男性職員が女区の巡回を行ったという事実関係については争いがないところ、女性被収容者の用便中に男性職員が巡回する状況自体が、申立人を含めた女性被収容者のプライバシー権を侵害し、女性被収容者に精神的苦痛や不安等を与えるものである。

(3) また、申立の趣旨②について、そもそも本件拘置所における着替えの時間は、上記第3（帯広刑務所による回答の要旨）2項（5）記載のと

おりであるところ、いずれも女性職員が不在である時間帯に指定されており、女性被収容者に対する適切な配慮がなされていない。

特に、同刑務所では、男性職員とのバッティングを避けるために着替え時間を午後6時から6時10分までと指定しておきながら、その時間帯に男性職員が巡回を行っており、かかる巡回のあり方は、着替え時間を定めた趣旨と相反すると言わざるを得ない。

男性職員とのバッティングを避けるために着替え時間を指定するのであれば、当該時間に女性職員を配置するか、女性職員が配置されている時間帯に着替え時間を指定すべきである。

したがって、女性被収容者の着替え時間中に男性職員が女区内の巡回を行ったことは、申立人を含む女性被収容者のプライバシー権を侵害し、女性被収容者に精神的苦痛や不安等を与えるものである。

(4) なお、女性被収容者の単独室等では、男性被収容者よりも大きな衝立が用意されており、女性被収容者は、一応その衝立を利用して着替えや用便を行うことが可能である。

しかし、その衝立を使用しても、全身が隠れるわけではない。衝立により身体の一部が隠れても、その動作や動作中の身体の一部を見られたり、日常的に、男性職員に着替えの様子を見られる状況にあること自体、申立人のみならず、女性被収容者のプライバシー権を侵害するとともに、女性被収容者に精神的苦痛や不安等を与えるものである。

(5) このように、本拘置所において、男性職員が、日常的に、女性被収容者の用便中や、女性被収容者が着替え中の時間帯に女区内の巡回を行う体制にあること自体が、申立人のみならず、女性被収容者のプライバシー権を侵害し、女性被収容者に精神的苦痛や不安等を与える行為である。

したがって、今後、女区内の巡回については、女性職員が行うようにすべきである。

3 結論

よって、当会は、帯広刑務所長に対し、勧告の趣旨のとおり勧告する。

以上